

奈良県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十九号

奈良県営住宅条例の一部を改正する条例

奈良県営住宅条例（昭和三十九年四月奈良県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の三第一項中「及び第五十二条の二」を削る。

第五十二条第一項第三号中「家賃等」を「家賃、駐車場の使用料等」に改め、同項中

第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第五十二条の二を削る。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。